

地球温暖化防止実行計画 平成27年度の状況について

本町では地球温暖化防止対策として役場の事務事業に伴う、温室効果ガス（主に二酸化炭素）の排出抑制計画を策定しています。この計画では、平成15年度の二酸化炭素総排出量を基準として、最終年度である平成27年度までに2.2%削減することを目標としてきました。計画の対象は町有施設や公用車などで、年度ごとに二酸化炭素の排出量を調査し、毎年結果を公表してきました。

燃料などの使用量

	平成15年度	平成27年度	比 較	増 減 率
ガソリン	49,656 ℥	62,225 ℥	12,569 ℥	25.3 %
軽油	211,183 ℥	225,534 ℥	14,351 ℥	6.8 %
灯油	258,382 ℥	263,776 ℥	5,394 ℥	2.1 %
A重油	1,044,715 ℥	705,720 ℥	△ 338,995 ℥	△ 32.4 %
LPガス	9,312 m³	7,305 m³	△ 2,007 m³	△ 21.6 %
電気	4,298,890 kWh	4,114,353 kWh	△ 184,537 kWh	△ 4.3 %
廃プラスチック (一般)	306 t	456.6 t	151 t	49.2 %
廃プラスチック (産業廃棄物)	0.18 t	6.82 t	6.64 t	3,688.9 %

※廃プラスチックは焼却量です。

二酸化炭素総排出量 平成15年度 6,646,736kg → 平成27年度 6,146,863kg 7.52% 499,873kg 削減

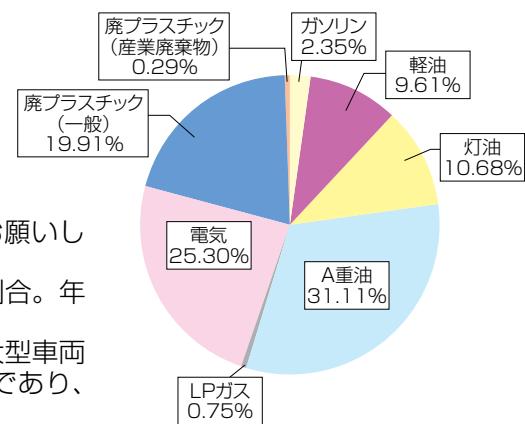
〔結果分析〕

- ・基準年の平成15年度と比べて、二酸化炭素の排出量は約499t減少し、削減目標の2.2%を上回る約7.5%の削減となりました。
- ・目標達成の主な要因は、A重油・LPガス・電気使用量の減少によるものです。A重油は各施設の熱暖房の燃料が灯油に変更されたこと、LPガスは設置施設と使用の減少、電気は節電効果により消費量が減少しました。
- ・廃プラスチック類の焼却量の増加に伴い、二酸化炭素の排出量も増えています。これは組成率（※）が増加していることによるものです。引き続き、各家庭での資源ごみの分別にご協力をお願いします。

※組成率…燃やせるごみの中に混ざっている廃プラスチック類の割合。年4回の抽出検査によって確認される。

- ・ガソリン・軽油の増加については、主に公用車の燃料ですが、大型車両の増加、外勤・出張時の車両使用、除雪体制の強化などが原因であり、今後も車種の変更や業務の見直しなどによる削減に努めます。

平成27年度 二酸化炭素排出量の構成比



【第2期】 標茶町地球温暖化防止実行計画を策定しました

本町では今後5年間（平成28年度～平成32年度）の役場の事務事業に伴う、温室効果ガス（主に二酸化炭素）の排出抑制計画を策定しました。削減目標の達成に向けて、省エネルギー、省資源、ごみの減量化・リサイクル、環境への配慮、地域に密着した啓発活動に取り組んでいきます。

〔削減目標〕

平成25年度の二酸化炭素総排出量を基準として、平成32年度までに3.8%削減する

〔行動計画〕

- 燃料使用量の削減
暖房・公用車の適正管理
- 電気使用量の削減
照明・事務用機器の適正な使用
- 紙類の適正な使用
- リサイクルおよび分別排出の徹底

平成25年度
二酸化炭素総排出量 約7,491t → 3.8% 削減 → 平成32年度目標
約7,207t

排出量の削減に向けて、役場全体で積極的に取り組んでいきます。皆さんのご理解とご協力をお願いします。また、地球温暖化防止のため、各家庭に置いても省エネルギー、省資源、ごみの減量化について、引き続き積極的な取り組みをお願いします。

■問い合わせ／役場企画財政課企画調整係（2階⑯窓口☎485-2111内線222）

補正予算

第3回定例町議会において、平成28年度の補正予算が可決されました。一般会計の補正予算は交通安全指導車購入、ふれあい交流センター駐車場用地取得、林道維持補修事業、町道維持補修事業、郷土館機能移転予定施設改修事業などで2億4,993万2千円を追加し、予算額は115億9,838万3千円となりました。

そのほか各会計の補正予算額および一般会計の主な補正内容は次のとおりです。

平成28年度 標茶町各会計予算の概要

(単位：千円、△は減額)

会 計 别	補正前予算額(A)	9月補正額(B)	補正後予算額(C)=(A)+(B)	
一 般 会 計	11,348,451	249,932	11,598,383	
特 別 会 計	国民健康保険事業事業勘定	1,423,358	594	1,423,952
	下 水 道 事 業	589,687	32	589,719
	介 護 保 険 事 業	1,454,969	15,307	1,470,276
	後 期 高 齢 者 医 療	105,721	—	105,721
合 计	14,922,186	265,865	15,188,051	

(単位：千円、△は減額)

区 分	主な補正予算	事 業 費	内 容
総 務 費	町有施設整備基金事業	5,500	温泉井戸清掃
	交通安全指導車購入	3,519	
民 生 費	ふれあい交流センター駐車場用地取得	15,300	
	林道維持補修事業	4,500	
農林水産業費	開発センター・ういす改修事業	4,710	変圧器、高压コンデンサー改修
	町道維持補修事業	46,000	
教 育 費	郷土館機能移転予定施設改修事業	180,000	
諸 支 出 金	下水道事業特別会計繰出金	△ 32,368	

知っていますか？建退共制度



中小企業退職金共済法に基づく建退共制度は、建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的とする退職金制度です。

この制度では、事業主が労働者の働いた日数に応じて、掛け金となる共済証紙を共済手帳に貼ると、その労働者が建設業界で働くことを辞めたときに、建退共から退職金を受け取ることができます。いわば建設業界の退職金制度です。

- ・加入できる事業主…建設業を営む方
- ・対象となる労働者…建設業の現場で働く人
- ・掛け金…日額310円

■問い合わせ／建退共北海道支部
(☎011-261-6186)
※建退共制度の詳細はホームページをご覧ください。

建退共

検索

特 長

- ・申し込み手続きが簡単なうえ、国の制度なので安全で確実です。
- ・経営事項審査で加点評価の対象となります。
- ・掛け金の一部を国が助成します。
- ・掛け金は事業主負担となりますですが、税法上は全額非課税です。法人は損金、個人では必要経費として扱われます。
- ・事業主が変わっても、企業間を通算して退職金が計算されます。

特例措置

地震などで災害救助法が適用された方には、特例措置を実施しています。

事業主の皆さんへお願い

- ・共済証紙は労働者の就労日数に応じて、適正に貼り付けてください。
- ・「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

土地・家屋や軽自動車の名義を変更される方へ

土地・家屋

①売買や相続などにより、既に登記している土地や家屋の所有者（名義人）を変更する場合は、釧路地方法務局（☎0154-31-5000）で登記の変更をしてください。

なお、登記していない家屋については、役場窓口で手続きをしてください。

12月31日までに手続きを完了すると、次年度から固定資産税の納税義務者が変更になります。

②相続登記をする方で、その手続きが遅れる場合は、次年度から固定資産税を納める代表者を相続人の中から相談して決めてください。手続きに必要な用紙は送付します。

■問い合わせ／役場税務課税務係（1階⑨番窓口☎485-2111内線153）

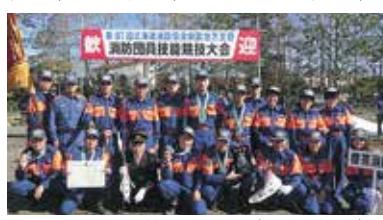


軽自動車

車種	手続き(申告)場所・問い合わせ	手続きに必要なもの
原動機付自転車 ●125cc以下のバイク ●ミニカーなど	役場税務課税務係 (1階⑨番窓口 ☎485-2111内線153)	●新所有者の認印 ●標識 (ナンバープレート) ●標識交付証明書
小型特殊自動車 ●農耕作業用(トラクターなど) ●その他特殊作業用(ホイルローダーなど)		
軽四輪自動車 ●660cc以下の軽四輪車 軽二輪車 ●125ccを超える250cc以下のバイク	釧路軽自動車協会 (☎0154-51-0745)	譲渡による名義変更・廃車・住所変更などは、左記に問い合わせください。
二輪の小型自動車 ●250ccを超えるバイク	北海道運輸局釧路運輸支局 (☎0154-51-2522)	

第61回消防団員技能競技大会 第1分団準優勝!第3分団3位入賞!

第61回釧路地方支部消防団員技能競技大会が9月10日に釧路市消防訓練場で開催されました。標茶消防団からは、消防ポンプ自動車の部に第1分団（標茶市街）と第3分団（磯分内）が出場し、



準優勝した第1分団（標茶市街）



3位入賞した第3分団（磯分内）

消防だより

標茶消防署☎485-2021

ホームページ
<http://www.town.shibecha.hokkaido.jp/~sfsma/>

秋の火災予防運動を実施します

秋から冬にかけて、暖房器具など火気を使用する機会が多くなりますが、この時季は空気が乾燥し火災が発生すると被害が大きくなる可能性があります。秋の火災予防運動は、このような季節を迎えるにあたり、火災予防のさらなる普及を図り、皆さんの生命や財産を火災から未然に防ぐことを目的に行われます。10月15日(土)～31日(月)の運動期間中、標茶消防署では防火査察や車両広報などを通じて防火を呼びかけます。皆さんのご協力をお願いします。



自然の番人宣言

自然の番人宣言は、貴重な自然環境を守り次世代に引き継いでいくため、私たち一人一人が「自然の番人」となって、不法投棄やポイ捨てを撲滅しようと、平成18年4月に釧路管内の全市町村が共同で制定したものです。

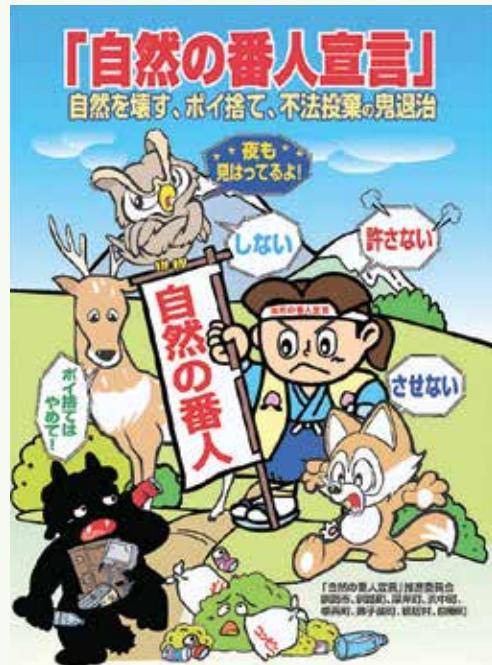
町内でも道端へのポイ捨てや家庭ごみの不法投棄が発生しています。自然を壊すポイ捨てや不法投棄を「しない」「させない」「許さない」という思想を持ち、本町の美しい自然環境を守りましょう。

自然の番人宣言の全文を記載したリーフレットやポスター、自動車に貼り付けるステッカーは下記係で配布しています。

- ポイ捨てや不法投棄は犯罪です。絶対にしないでください。
- 不法投棄者への罰則は、個人の場合は5年以下の懲役または1千万円以下の罰金、法人の場合は3億円以下の罰金となります。
- 不法投棄を見つけたら、次のとおり通報してください。
 - ・不法投棄をしている人を発見したとき…弟子屈警察署（☎482-2110）
 - ・不法投棄ごみを発見したとき…下記係

■問い合わせ／役場住民課環境衛生係

（1階③番窓口☎485-2111内線127）



リーフレット



ステッカー

**10月は
秋の一斉大掃除月間**

- 問い合わせ／役場住民課環境衛生係（1階③番窓口☎485-2111内線127）
- 日時・場所／各自治会で設定
- 内容／住宅周辺、道路、公園の清掃など



昨年の様子

ごみの不法投棄の根絶と、自然と調和した美しいまちづくりの推進を目指し、次のとおりクリーン作戦を実施します。参加を希望する方は左記係へ申し込みください。
日時／10月8日（土）、午前9時
30分（ル）
集合場所／コンベンションホール
実施場所／町道阿歴内遠野線
申し込み・問い合わせ／役場住民課環境衛生係（1階③番窓口☎485-2111内線127）

不法投棄クリーン作戦

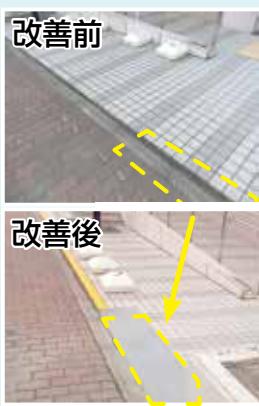
困ったら一人で悩まず
行政相談

10月17日（月）～23日（日）までの1週間は、行政相談週間です。本町でも、左記のとおり「行政相談」を開催します。

相談から、解決までに時間がかかることがあります。過去に、町内で実施された「出前講座」での「標茶郵便局前に段差があるのを改善してほしい」という要望は、釧路行政評価分室から、日本郵便北海道支社に連絡され、すぐに改善しています。

行政に対する苦情や要望がありましたら、行政相談委員までご連絡ください。

日時／10月18日（火）、午前10時～午後2時
場所／標茶郵便局
問い合わせ／行政相談委員河野哲了さん（☎485-2766）



■ 申込・問い合わせ / 12月28日(水)	■ 募集期限 / 10月14日(日)
■ 採取場所 / 鈎路川右岸標茶町南標茶地先付近の河川敷	■ 採取可能面積 / 約1万2千m ²
■ 採取期間 / 11月上旬	■ 樹種 / 主にヤナギ類
事務所 (☎ 0154-383-00)	12月28日(水)

採取した樹木などは、燃料・原材料として自家消費することや、採取者の判断で加工・販売することができます。



鉾路開発建設部では鉾路川河川敷地内の樹木を採取する企業や団体、住民を広く募集します。これは資源を有効活用するため、一定の条件を満たす方に採取を許可する「公募型樹木等採取」の試行によるものです。



パイロットフォレスト 望楼を一般開放します

根釧西部森林管理署では、標茶町・厚岸町に広がる国有林パイロットフォレスト内の望楼（展望台）を無料で一般開放します。あわせて、昔の造林機械を保管している機械庫と映像資料室も開放しますので、ぜひお越しください。

■開放期間／10月28日(金)～30日(日)、午前10時～午後3時

■問い合わせ／根釧西部森林管理署 (☎ 0154-41-7126)



望楼から見る紅葉するカラマツ林



望楼外観

10月は 農地パトロール月間

農業委員会では農地の遊休化や無断転用を防止し、農地法許可案件の履行状況を確認するため、毎年10月を「農地パトロール月間」と位置付けています。農業委員と事務局職員が敷地内に立ち入ることがありますのであらかじめご理解ください。

■問い合わせ／農業委員会振興係 (⑯番窓口☎ 485-2111内線171)



農地パトロールの様子

木育・森づくりフェア

北海道で生まれた「木育」は、子どもをはじめとする全ての人が「木とふれあい、木に学び、木と生きる」取り組みです。

木育を通じて地域の方々と協働の森林づくりを進めるため、釧路管内の市町村と国や道などの関係機関が連携して「2016木育・森づくりフェア」を開催します。会場には木製遊具が設置されるほか、木育マイスターによる講座や釧路管内の木育・植樹活動を紹介するパネルなども展示されます。

木に触れて、木が与える温もりや安らぎを感じてみませんか。

■日時／11月12日(土)・13日(日)、午前10時～午後4時

■場所／イオンモール釧路昭和

■内容／木の玉のプール、積み木、子どものための木育講座（お話とペーパークラフトによる椅子・籠作り）、木工作（木の葉のステンドグラス、タンチョウのオブジェ、松ぼっくりのミニツリーなど）、パネル展示など

※入場無料。

※「子どものための木育講座」に参加したい方は、下記係まで申し込みください。

■申し込み・問い合わせ／役場農林課林政係 (⑰番窓口☎ 485-2111内線246)

